

## ○港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱

平成30年8月22日  
30港教学学第3393号

## (設置)

第1条 乳幼児期から生涯を通じて、障害者一人ひとりを支援していくための体制の構築に向け、港区の障害児支援のあり方について検討するため、港区における障害児支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 医療的ケア児の支援及び教育に関すること。
- (2) 発達障害児の支援及び教育に関すること。
- (3) 障害児支援における関係部門等の連携に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

## (構成)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、学校教育部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副会長は、学校教育部学務課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員（外部委員を含む。）は、別表に掲げる者をもって充て、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 会長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 検討会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

## (庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表1（第3条関係）

総合支所区民課長（1人）

保健福祉支援部障害者福祉課長

子ども家庭支援部子ども家庭課長

子ども家庭支援部保育課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導課長

区立学校（幼稚園）長

外部委員（医師、学識経験者）

外部委員（東京都立特別支援学校関係者）

## 港区における障害児支援のあり方検討会 委員名簿

	氏名	所属等
会長	ほり ぶみ お 堀 二三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
副会長	やまもと たかし 山本 隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	まえだ ひろとし 前田 浩利	医療法人財団はるたか会理事長・医師
委員	こばやし じゅんいちろう 小林 潤一郎	明治学院大学心理学部教授・医師
委員	たむら こうじろう 田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
委員	よねや かずお 米谷 一雄	東京都立青山特別支援学校長
委員	おのぐち けいいち 小野口 敬一	港区高輪地区総合支所区民課長
委員	よこお えりこ 横尾 恵理子	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
委員	さとう ひろし 佐藤 博史	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	やまこし つねよし 山越 恒慶	港区子ども家庭支援部保育課長
委員	まつだ よしあき 松田 芳明	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
委員	ふなき りょうさく 船木 亮作	港区立港南小学校長
委員	わたなべ かすのぶ 渡辺 一信	港区立港南中学校長
委員	あらい ともこ 新井 智子	港区立白金台幼稚園長

## 【事務局】

港区教育委員会事務局学校教育部学務課 特別支援相談担当係長 中林 淳一

## 港区における障害児支援のあり方検討会スケジュール

回	日程	検討内容
第1回	平成30年 9月5日	◆学校等における医療的ケア児の支援について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第2回	平成30年 9月25日	◆学校等における医療的ケア児の支援について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第3回	平成30年 11月頃	◆区に要望を出している障害児の保護者からの意見聴取 ◆意見聴取を踏まえた障害児支援について
第4回	平成30年 12月頃	◆港区における発達障害児の教育について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第5回	平成31年 1月頃	◆港区における発達障害児の教育について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第6回	平成31年 3月頃	◆障害児の通学支援について ◆まとめ【検討会報告書】

# 港区における障害児支援の現状と検討課題

## 現在の障害児支援

凡例 保健福祉支援部事業 学校教育部事業

年齢	0歳から5歳	6歳から12歳	13歳から15歳	15歳から18歳	18歳以降
	<p><b>児童発達支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【日々通所】 知的障害児・肢体不自由児の療育(パオ)への通所</li> <li>【併用通所】 保育園に通う障害児の通所</li> <li>【発達障害児通所】 幼稚園・保育園に通う発達障害児の通所</li> <li>【重症心身障害児通所】 医療的ケア児を含む就学前の重症心身障害児の</li> <li>【居宅訪問型】 障害や心身の状況により通所できない障害児</li> </ul>	<p>都立特別支援学校／国立大学法人／私立特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【特別支援学級】 知的障害学級、自閉症・情緒障害学級(中学校のみ)</li> <li>【通級指導学級】 難聴・言語障害学級</li> <li>【特別支援教室】 発達障害の児童・生徒を対象(通室)</li> <li>【学習支援員】 発達障害の児童・生徒を対象に配置</li> <li>【介助員】 肢体不自由及び安全に配慮が必要な子どもを対象に配置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>【機能訓練】 障害児、高次機能障害のある人の社会生活の充実に向けた訓練</li> <li>【自立訓練】 18歳以上の身体障害者の自立生活に向けた訓練</li> <li>【勤労継続支援B型(みなとワークアクティ)】 18歳以上の作業のできる知的障害者の自立を支</li> <li>【生活介護(工房アミ)】 18歳以上の通所可能な知的障害者の生活介護支援</li> </ul>
		就学相談		進路相談	
	<p>【放課後等デイサービス事業】 就学児(知的障害/発達障害)への小グループ指導や個別指導</p>				
	<p>【保育所等訪問支援事業】 障害児が通う施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援</p>				
	<p>【障害児相談支援・計画相談支援事業】 障害児通所支援及び障害福祉サービス利用者希望者</p>				
	<p>【発達相談支援・計画相談支援事業】 発達に課題のある児童及び保護者</p>				

## 検討の背景

## 検討課題 <港区が今後進めるべき具体的な施策・取組>

- ◆ 児童発達支援センターの開設[H32.4月]
- ◆ 障害保健福祉センター事業の整理[H32.4月]
- ◆ 障害者支援施設(入所施設)の開設[H32.4月]
- ◆ (仮称)元麻布保育園の開設[H32.1月]  
(医療的ケア児・重度障害児の受入)
- ◆ 区立小中学校にて、重度肢体不自由及び医療的ケア児でも就学できる特別支援学級の新設についての要望[H30.3月]
- ◆ 芝浦小学校への特別支援学級設置に関する請願(継続)[H29.●月]
- ◆ 高輪地区の小学校・中学校への特別支援学級設置に関する請願

- 港区における発達障害児の教育
- 学校等における医療的ケア児への支援
- 障害児の通学支援

## 現在の障害児支援

凡例 保健福祉支援部事業 学校教育部事業

年齢	0歳から6歳	7歳から12歳	13歳から15歳	16歳から18歳	19歳以降
支援内容	<b>児童発達支援事業</b> 【日々通所】 知的障害児・肢体不自由児の療育(パオ)への通所 【併用通所】 保育園に通う障害児の通所 【発達障害児通所】 幼稚園・保育園に通う発達障害児の通所 【重症心身障害児通所】 医療的ケア児を含む就学前の重症心身障害児の通所 【居宅訪問型】 障害や心身の状況により通所できない障害児	就学相談	都立特別支援学校／国立大学法人／私立特別支援学校 【特別支援学級】 知的障害学級、自閉症・情緒障害学級(中学校のみ) 【通級指導学級】 難聴・言語障害学級 【特別支援教室】 発達障害の児童・生徒が対象(通室) 【学習支援員】 発達障害の児童・生徒を対象に配置 【介助員】 肢体不自由及び安全に配慮が必要な子どもを対象に配置	進路相談	【機能訓練】 障害児、高次機能障害のある人の社会生活の充実に向けた訓練 【自立訓練】 18歳以上の身体障害者の自立生活に向けた訓練 【勤労継続支援B型(みなとワークアクティ)】 18歳以上の作業のできる知的障害者の自立を支援 【生活介護(工房アミ)】 18歳以上の通所可能な知的障害者の生活介護支援
	【保育所等訪問支援事業】 障害児が通う施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援 【障害児相談支援・計画相談支援事業】 障害児通所支援及び障害福祉サービス利用者 【発達相談支援・計画相談支援事業】 発達に課題のある児童及び保護者		【放課後等デイサービス事業】 就学児(知的障害/発達障害)への小グループ指導や個別指導		

## 検討の背景

- ◆児童発達支援センターの開設[H32.4月]  
 <新規事業>  
 ・児童発達支援(併用通所、発達障害児通所)  
 ・放課後等デイサービス(学校に通う発達障害児・知的障害児)  
 ・保育所等訪問支援
- ◆障害者支援施設(入所施設)の開設[H32.4月]  
 <新規事業>  
 ・施設入所支援 ・短期入所  
 ・生活介護 ・相談支援
- ◆芝浦小学校への特別支援学級設置に関する請願(継続)[H29.6月]  
 ◆高輪地区の小学校・中学校への特別支援学級設置に関する請願(採択)[H30.2月]
- ◆(仮称)元麻布保育園の開設[H32.1月]  
 <医療的ケア児の受入>  
 ・定員10人(2歳以上)  
 ・児童1人に対し保育士または看護師を1人配置  
 <重度障害児(※)の受入>  
 ・定員10人(0歳4ヵ月以上)  
 ・児童2人に対し保育士または看護師を1人配置  
 ※身体障害者手帳1・2級程度の児童と愛の手帳1・2級程度の児童
- ◆区立小中学校にて、重度肢体不自由及び医療的ケア児でも就学できる特別支援学級の新設についての要望[H30.3月]  
 ・近隣病院の医師や訪問診療所(おおぞら診療所等)と連携してほしい。  
 ・親の付き添いをなくし、子どもの自立を促すため、通学時はヘルパー、在校中は十分な介助員を用意し、神奈川県川崎市の事例のように区から看護師を派遣してほしい。  
 ・障害の有無などにかかわらず、ひとりひとりが伸び伸びと健やかに成長できるよう個性に合わせた教育(デジタル教科書の導入等)や支援を提供してほしい。

## 検討課題 <港区が今後進めるべき施策・取組>

- I 学校等における医療的ケア児の支援
  - 区立学校等で実施する医療的ケアの範囲
  - 区立学校等で医療的ケアを実施するための体制の整備
    - ①配慮事項
    - ②学校、看護師等の役割の明確化
    - ③看護師等の人材確保
    - ④緊急時の対応
  - 区立学校等での医療的ケアの実施決定までの流れ
  - 放課後等の受入先と移動支援
- II 港区における発達障害児の教育
  - 港区における、知能が高く興味や関心に偏りがある児童・生徒への教育(ジーニアス教育)
    - ①有効な教育内容、指導方法
  - 学校と放課後の受入先との連携
- III 障害児の通学支援
  - スクールカーの運用ルールの見直し
  - スクールカーへの看護師等の添乗に関する検討
  - 福祉タクシー利用券等の新たな支援メニューの検討
  - その他の通学手段の検討と区による支援
- IV 庁内連携・関係機関との連携の強化
  - 関係部署(総合支所、保健福祉支援部、保健所、子ども家庭支援部、教育委員会)の情報共有の仕組みの構築
  - 区と特別支援学校、医療機関等との連携
  - 就学相談、進路相談の一層の充実

港区ならではの地域共生社会の実現

## 検討課題 I

## 学校等における医療的ケア児の支援について

- 障害者差別解消法
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
- ⇒ 区立幼稚園、小・中学校での医療的ケアの実施のため、実施範囲や実施体制等について検討が必要。

## 【検討事項：あり方検討会】

- 1 区立学校等で実施する医療的ケアの範囲
- 2 区立学校等で医療的ケアを実施するための体制の整備
  - ①配慮事項
  - ②学校、看護師等の役割の明確化
  - ③看護師等の人材確保
  - ④緊急時の対応
- 3 区立学校等での医療的ケアの実施決定までの流れ
- 4 放課後等の受入先と移動支援

## 【実施に向けた準備：区】

- 区立学校等における医療的ケア実施基準の策定、実施マニュアルの整備
- 庁内連携組織の設置
- 医療機関等との連携構築

# 港区内の医療的ケア児の状況（平成30年8月時点）

施設種別	診断名等	医療的ケア	施設での対応	備考
区立小学校	I型糖尿病、 免疫不全	インスリン注射	介助員を配置 補食	学校では行っていない
	尾部退行症候群	導尿	看護師・介助員を配置 車いす、排せつ介助	
	先天性呼吸器機能障害、 先天性体幹機能障害	人工呼吸器、経管栄養、 たん吸引	—	
	先天性低喚起症候群（気管切開）、 ヒルシュスプルング病	人工呼吸器 たん吸引	体調が悪いときのみ保護者が付き添い	学校では行っていない
区立幼稚園	脊髄性筋萎縮症（SMA：I型）	人工呼吸器 胃ろう	介助員を配置	
保育園等	I型糖尿病	インスリン注射	看護師を配置 補食	
療育施設	てんかん、経口困難	胃ろう たん吸引		
		人工呼吸器		
	重度肢体不自由			
	重度肢体不自由			

※医療的ケア欄の「人工呼吸器」は、「人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等」のこと

## I-1 区立学校等で実施する医療的ケアの範囲

医療的ケアの内容	区立幼稚園	区立小・中学校
吸引(口鼻腔内・エアウェイ内)	○	○
経管栄養(留置チューブ、胃ろう、腸ろう)	○	○
導尿	○	○
エアウェイの管理	○	○
定時の薬液吸入	○	○
気管切開部の衛生管理	○	○
胃ろう・腸ろう部の衛生管理	○	○
酸素管理	○	○
人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等	○	○

### <医療的ケアを行う条件>

- 学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること
- 子どもの健康状態が落ち着き、安定した登校ができていること。

(不可)

- ・体調に応じて医療的ケアの内容を変更すること
- ・臨時的な対応(例:体調が悪いため普段行っていない薬液注入をする など)

### <医療的ケアを行う者>

- 学校に配置する看護師が、主治医の指示に基づき実施する。
- ただし、研修を修了した教員は、主治医の指示・看護師の指導のもとで特定行為に限り実施できる。
- 学校の体制によっては、保護者が付き添い医療的ケアを行う。

## I-2 区立学校等で医療的ケアを実施するための体制の整備

### ①配慮事項

考えられる配慮事項		課題
施設・設備	医療的ケアを行うための場所の確保、備品設置 ○小部屋の確保 ○簡易ベッドの設置 など	
生活支援	看護師の配置	安定的な人材の確保
	介助員の配置(介護福祉士等の有資格者)	安定的な人材の確保
	医療的ケア等に必要な医療器具等の用意	保護者との役割分担の明確化
学習支援 ※通常の学級の場合	学習をサポートする講師の配置	安定的な人材の確保
	教室での学習環境の整備(モニター、PC、タブレット端末等の配備、デジタル教科書)	
通学	スクールカーによる送迎(放課後の行先への移動も含む)	
	スクールカーへの看護師の添乗	
その他	給食時の対応	
	災害発生等緊急時の備え ○食料、生活物資、医療器具等の備蓄 ○非常用電源の確保 ○避難時の人員体制 など	
	教職員の研修受講	研修機会の確保

②学校、看護師等の役割の明確化

各主体の主な役割	
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに係るガイドラインの策定</li> <li>○看護師の確保</li> <li>○介助員の確保</li> <li>○教職員に対する研修</li> </ul>
学校	<b>【校長等管理職】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内委員会(医療的ケア安全委員会)の設置・運営</li> <li>○校内の役割分担の明確化</li> <li>○保護者との連携</li> <li>○看護師の勤務管理</li> </ul>
	<b>【医療的ケアを実施する(認定特定行為業務従事者である)教職員】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアの実施、記録・管理・報告</li> <li>○看護師、保護者との連携・情報共有</li> </ul>
	<b>【医療的ケアを実施しない教職員】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師、保護者、医療的ケアを実施する教職員との連携・情報共有</li> <li>○医療的ケアの補助</li> </ul>
	<b>【養護教諭】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒の健康状態の把握</li> <li>○医療的ケアの補助</li> </ul>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアの実施、記録・管理・報告</li> <li>○医療的ケアを実施する教職員への指導・助言</li> <li>○教職員、保護者との連携・情報共有</li> </ul>

各主体の主な役割	
医師	<b>【主治医】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○書面による医療的ケアに関する指示、指導・助言</li> <li>○保護者への説明</li> </ul>
	<b>【学校医】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校との情報共有</li> <li>○医療的ケアの実施に関する指導・助言</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校との連携、協力</li> <li>○健康状態の報告</li> <li>○医療的ケアに必要な医療的具等の用意</li> </ul>

### ③看護師等の人材確保

- ハローワークでの募集
- 地域の病院との連携
- 看護師派遣会社との契約 など

### ④緊急時の対応

- あらかじめ想定される状況（症状など）と対処法（マニュアル）を確認・整理しておく

#### 【確認等が必要な事項】

- ・応急処置の内容、方法
- ・緊急連絡先、搬送先
- ・主治医からの指導
- ・保護者との合意

### 【就学相談】

教委

保護者

- 児童の状況把握
- 保護者要望の把握

### 【配慮事項の精査】

教委

学校

- 学校の状況を考慮しながら、どのような配慮が可能かを検討

### 【（仮称）医療的ケア審議委員会】

教委

学校

- 児童の状況や保護者の要望、学校の状況を踏まえ、当該児童に医療的ケアを行うこと及びそれに伴う配慮事項について審議・決定
- 必要に応じて当該児童の主治医等の意見を聴く

#### <構成>

- ・学務課長
- ・教育指導課長
- ・関係学校長

### 【保護者への通知】

- 医療的ケア審議委員会で審議・決定した内容について保護者に通知

### ◇放課後等の受入先

- 放課後等デイサービス
- 学童クラブ等

### ◇移動支援

- スクールカーによる移動

#### 【課題】

- ・車内での医療的ケア

## 検討課題Ⅳ

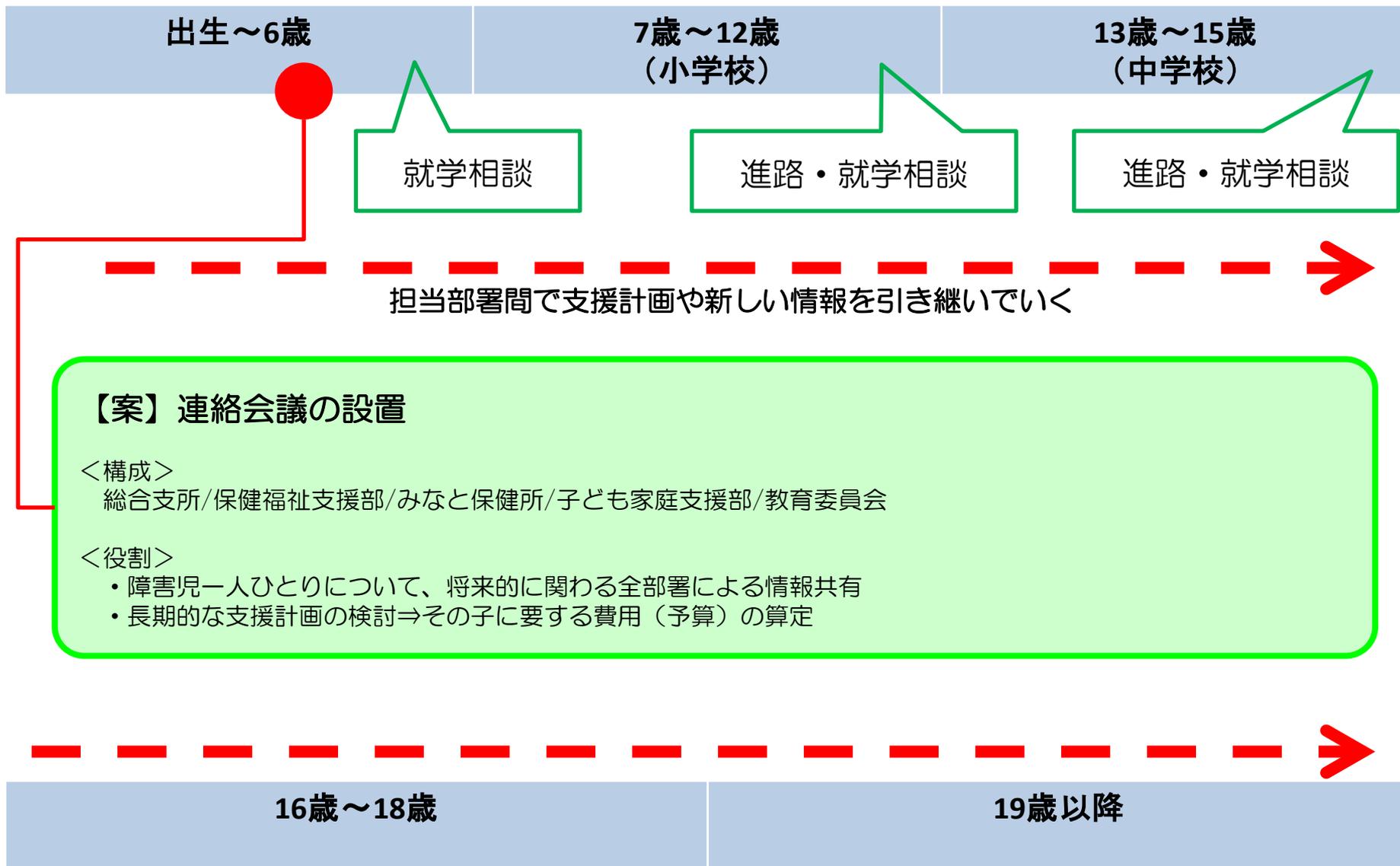
# 庁内連携・関係機関との連携の強化について

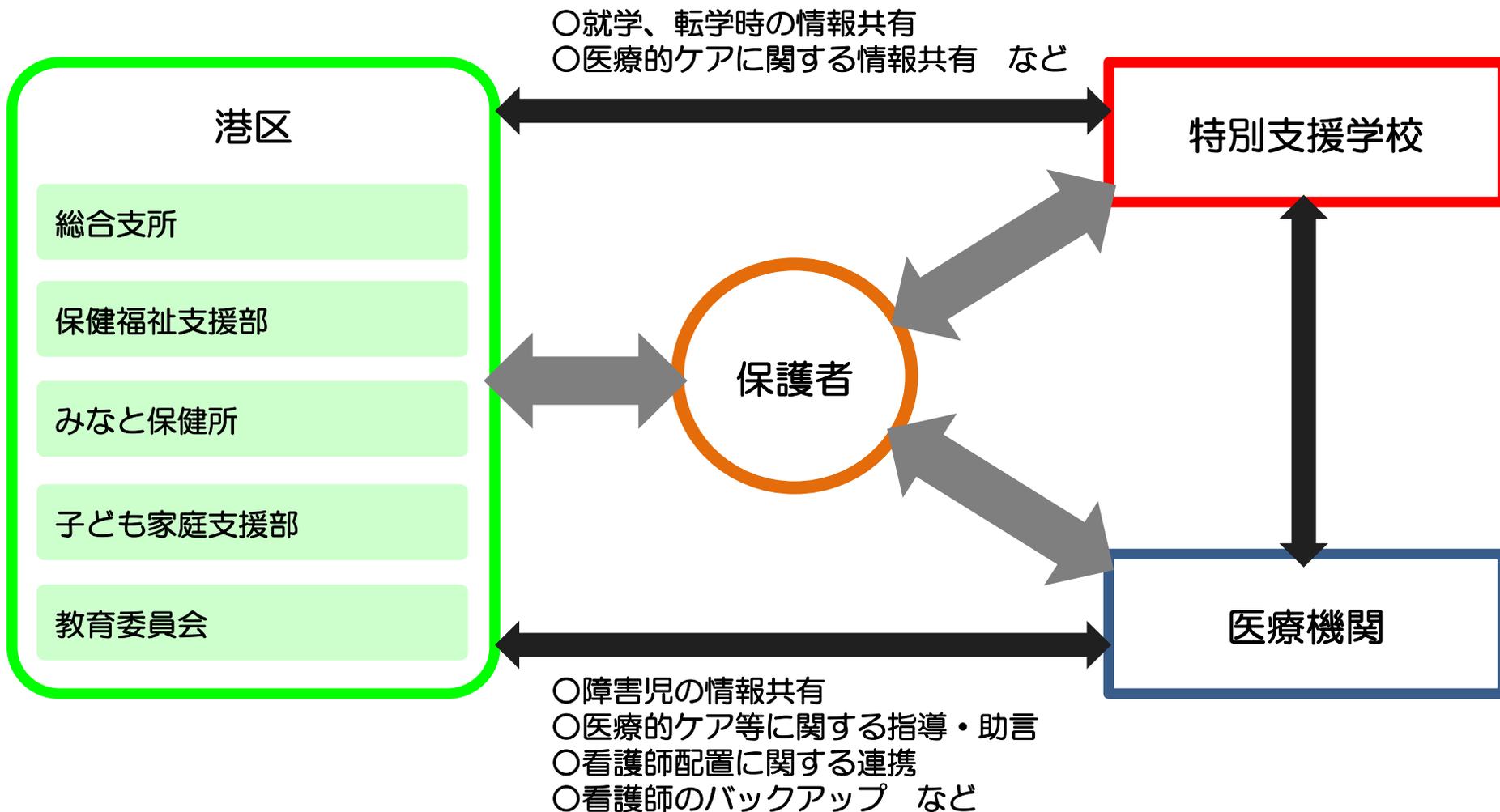
- 障害児の出生時から庁内の関係部署が情報を共有し、長期的視点で一人ひとりに対応できる仕組みの構築が必要。
- 一人ひとりに対し、きめ細かな支援をしていくために、特別支援学校や医療機関等との連携が必要。

- 一人ひとりに応じた長期的な支援計画を作成し、将来の受入先（所管部署）において入念に準備をすることができる。
- 年齢によって受入先（所管部署）が変わっても、情報を確実に引き継いでいくとともに、互いに相談・支援することができる。

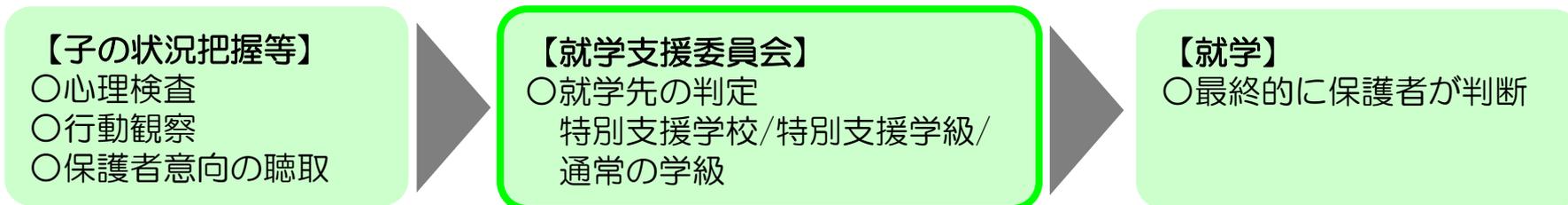
### 【検討事項】

- 1 関係部署（総合支所、保健福祉支援部、保健所、子ども家庭支援部、教育委員会）の情報共有の仕組みの構築
- 2 区と特別支援学校、医療機関等との連携
- 3 就学相談、進路相談の一層の充実

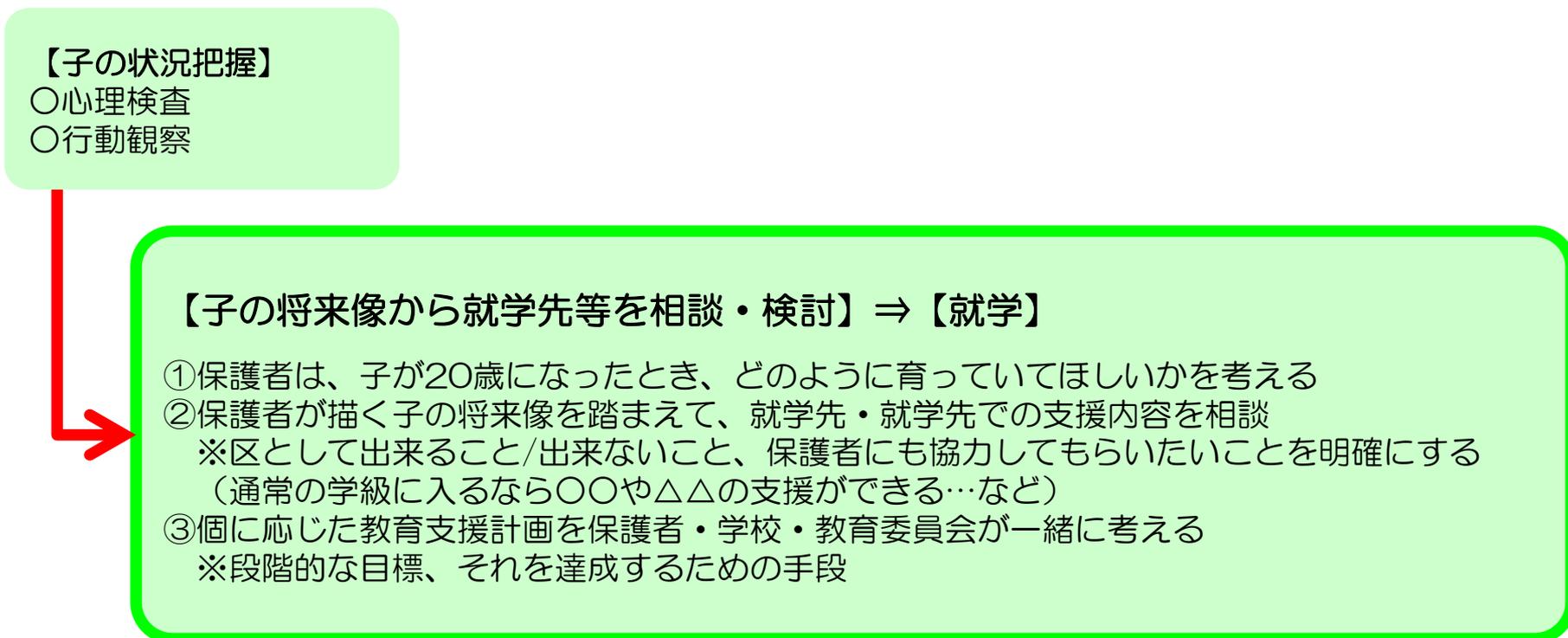




◆現在の就学相談



◆これからの就学相談 [イメージ]



# 第1回港区における障害児支援のあり方検討会 次第

日時：平成30年9月5日（水）

18：00～20：00

場所：港区役所7階 教育委員会室

## 1 開会

## 2 委員委嘱

## 3 委員紹介

## 4 議題

- (1) 検討会組織、スケジュールについて [資料1、資料3]
- (2) 港区における障害児支援の現状と検討課題について [資料4]
- (3) 学校等における医療的ケア児の支援について [資料5]
- (4) 庁内連携・関係機関との連携の強化について [資料6]

## 5 その他

### ○第2回検討会の予定

平成30年9月25日（火）17：00から 於：港区役所7階・教育委員会室

## 6 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱
- 資料2 検討会委員名簿
- 資料3 スケジュール
- 資料4 港区における障害児支援の現状と検討課題
- 資料5 学校等における医療的ケア児の支援について
- 資料6 庁内連携・関係機関との連携の強化について